

事務連絡
令和7年4月2日

農作業安全対策全国推進会議参画団体 各位

農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室長

労働安全衛生法令に基づく労働者への熱中症対応に係る報告体制の整備等について

日頃より農作業安全の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の猛暑の影響で増加している熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、厚生労働省において、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則（省令）の改正に向けた作業が進められています。（公布：令和7年4月上旬（予定）、施行：同年6月1日（予定））

今般の規制対象となる事業者には、労働者を雇用する農業者や農業法人も含まれています。その内容については、当該農業者等に対して、熱中症があった際に対応できるよう「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」を行い、その内容を関係作業者に周知することを義務付けるものであり、適切に行わなかった場合の罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（労働安全衛生法第119条））も措置されています。

本制度に対する実際の農業現場における具体的な対応としては、必要事項を記載した「張り紙」を事務所等に掲示することが有効であることを踏まえ、当室において、厚生労働省担当部局とも調整の上、別添のとおり「張り紙」のひな型を作成いたしました。

貴団体におかれましては、このことを会員等に御周知の上、会員等より農業者等に対して本制度の周知を図るとともに、「張り紙」の活用についても情報提供くださいますようお願い申し上げます。

なお、このことは、地方農政局等を通じて都道府県にも農業者等への周知を依頼しておりますことをあらかじめ申し添えます。

(参考)

当該省令改正に係る厚生労働省「労働政策審議会安全衛生分科会」資料のURL
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00043.html

(あて先)

- ・全国農業協同組合中央会
- ・全国農業協同組合連合会
- ・全国共済農業協同組合連合会
- ・全国厚生農業協同組合連合会
- ・公益社団法人全国農業共済協会
- ・一般社団法人日本農業機械化協会
- ・全国農業機械士協議会
- ・全国農業機械商業協同組合連合会
- ・全国農業機械整備技能士会
- ・一般社団法人日本農業機械工業会
- ・一般社団法人日本農村医学会
- ・全国農作業事故防止対策連絡協議会
- ・全国社会保険労務士会連合会
- ・公益社団法人日本農業法人協会
- ・全国農業會議所
- ・一般社団法人全国農業改良普及支援協会
- ・一般財団法人日本G A P 協会
- ・日本農業労災学会
- ・一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
- ・中央労働災害防止協会
- ・全国酪農業協同組合連合会
- ・全国畜産農業協同組合連合会
- ・全国開拓農業協同組合連合会
- ・公益社団法人中央畜産会
- ・一般社団法人日本草地畜産種子協会
- ・独立行政法人家畜改良センター
- ・公益社団法人全国和牛登録協会
- ・一般社団法人日本あか牛登録協会
- ・一般社団法人日本短角種登録協会
- ・一般社団法人家畜改良事業団
- ・一般社団法人日本家畜人工授精師協会
- ・一般社団法人日本ホルスタイン登録協会